

公 印 省 略
産 第 3 - 5 号
令和2年4月17日

関係団体の長 様

群馬県知事 山本 一太
(産業経済部産業政策課)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 群馬県の緊急事態措置について（依頼）

新型コロナウイルス感染症拡大に対して、政府対策本部では緊急事態宣言の対象を、本県を含む全47都道府県に拡大することを決定しました。

これを受け、本県においても、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく「緊急事態措置」を講ずることとしました。

この措置により、本県では既に実施している、県民に対する不要不急の外出自粛要請に加えて、対象となる施設の管理者及びイベント主催者に対し、施設の使用停止または催物の開催停止の要請及び協力の依頼（いわゆる「休業要請」）を実施します。

詳細は別添のとおりですが、貴団体におかれましては、各種広報・連絡手段を通じ、貴下会員や関係者等へ周知いただくとともに、感染拡大防止にご協力をお願いします。

【新型コロナ感染症対策関連情報】

トップページ (<https://www.pref.gunma.jp>) から

「新型コロナウイルス感染症対策関連情報」にアクセス

休業要請についてご不明な点があれば、当課内に設置した「県内企業ワンストップセンター」（027-226-2731）までお問い合わせください。

事業者のみなさまにはご負担をおかけしますが、是非ともご協力をお願いします。